

## 立憲民主党

### 「外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討PT」

## 外国人受け入れ制度と多文化共生社会に関する論点整理（案） ～政府提出「入管法改正案」に対する考え方～

（2018年11月8日版）

1. 外国人労働者の受け入れをいかなる制度の下に、どれだけの規模で行っていくかは、今後の我が国社会・経済のあり方に大きな影響を及ぼす重要な政策決定であり、制度にかかわる慎重かつ丁寧な議論と、国民的な理解を得る努力が求められる。
2. 今般安倍内閣は、従来の政府方針を180度転換し、「人手不足」解消のために外国人労働者の受け入れを拡大しようとする「入管法改正案」を臨時国会に提出したが、これだけ大きな方針転換と政策決定を、具体的な制度設計を先送りにしたまま、官邸が決めた施行日ありきで、短期間の臨時国会で丁寧な国会審議もなく押し通してしまおうというやり方は、我が国の将来に大きな禍根を残す暴挙であり、到底、容認できない。
3. そもそも、政府が主張する「人手不足」は、一定の技能を必要とする分野や職種だけに限らず、幅広い分野において相当以前から懸念されてきた問題だったはずである。にもかかわらず歴代政府は、本来は「国際貢献策」であったはずの「技能実習生」の受け入れをなし崩し的に拡大したり、「留学生」の就労要件を緩和するなどして働き手を確保し、その「人手不足」を埋め合わせてきたに過ぎない。
4. その結果、すでに約130万人の外国人が国内で就労しているにも関わらず、就労を目的としたビザで正規の労働者として働いている外国人はその18%に過ぎないのが実態である。このような本音と建て前の乖離、国による制度的「誤魔化し」こそが、技能実習生らに深刻な人権侵害や労働法令違反、差別的扱いやハラスメント、そして決してあってはならない過労死や自殺者まで生み出し、失踪や不法在留の増加など社会的問題を拡大させてきた原因となってきたことに、私たちは今こそ正面から向き合い、その抜本的解決に向けて努力する必要がある。
5. ところが政府提出の入管法改正案は、これら現行制度の問題にまったく向き合っていない。それどころか、「技能実習2号/3号」から新設の「特定技能1号」へ試験免除で移行可能とすることで明確に両制度を接続させており、今後も技能実習制度が外国人労働者の受け入れ制度として機能し続けるとともに、特定技能への移行で在留を長期化させるような制度設計となっている。そうなれば、技能実習制度で生じている問題がさらに深刻化/長期化しかねず、また最長で10年もの間、家族帯同を認めないままに就労/在留を続けさせることは、国際的に認められた外国人労働者の権利保護の観点からも問題ではないか。

6. さらに政府案では、「特定技能（1号/2号）」の基準や要件を含む制度の詳細がまったく明らかになっておらず、どの産業分野/職種においてどれだけの外国人労働者を受け入れ可能とし、それがどのような基準で決定されてどれだけの期間の在留が可能となるのかもまったく分からない。総枠についても何ら明示がなく、これでは単なるなし崩しの外国人労働者の受け入れ拡大と在留期間の長期化につながりかねず、国内労働者への雇用機会の創出努力や賃金・労働条件の改善努力、これまでの生産性やイノベーションの向上に向けた企業努力、そして地域における多文化共生社会の環境整備の取り組みなどにもブレーキをかけかねない。そうなれば、かえって社会の中で不安や混乱、対立や排外主義を招く懸念すら生じてくる。
7. 外国人労働者の受け入れは、決して、安価で従順で使い捨て可能な「労働力の調達」を目的としてはならないし、そういう結果に陥らせてもいけない。日本で働きたいとの「夢」や「希望」を持って来日し、懸命に頑張ってきてくれている外国人労働者たちが、「日本には二度と来たくない」「日本を選んだのは失敗だった」と絶望して帰国するような状況を、これ以上、続けさせてはならないと考える。
8. 以上の観点から、私たちは、まず現行の外国人労働者受け入れ制度の問題点を抜本的に見直し、就労目的で来日する外国人が「労働者」として安心して働き、生活し、国民生活にとって大切な経済や社会の担い手として力を発揮できる「共生社会」の実現に向けて、あるべき受け入れ制度の姿やその構築のために必要な体制等について国民とともに丁寧に議論し、構築していくべきことを強く訴えていく。

(以 上)